農機具共済約款の一部変更について

以下の内容のとおり、農機具共済約款を変更しますのでお知らせします。

[農機具更新共済の終了等]

農機具更新共済については、令和6年12月に責任期間が満了した契約をもって引受が無くなりました。今後も新規加入の見込みがないことから、農機具更新共済を終了し、農機具損害共済のみの引受けとします。また、農機具共済事業の健全化を図ることなどから、農林水産省が定める模範事業規程にある免責基準を設定しているところですが、凍結により生じた事故の免責内容が分かりにくい部分があるため、加入者保護の観点から所要の改定を行います。

【改正日】令和7年7月1日

【新旧対照表】別紙のとおり

(下線部分が改正部分)

| 改 正 後 | | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
|--|------|--|
| 農機具損害共済約款 | | 農機具損害共済約款 |
| 第3章 共済金の支払額 | | 第3章 共済金の支払額 |
| (災害共済金の支払額) | | (災害共済金の支払額) |
| 第7条 (略) | | 第7条 (略) |
| $2\sim3$ (略) | | $2\sim3$ (略) |
| 表 1 | | 表 1 |
| 通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合 | 削減割合 | 通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行ってい れば損害の防止又は軽減をすることができたと認めら れる場合 |
| 40分の口 高速走行、急旋回による事故 | 10% | 高速走行、急旋回による事故 10% |
| 同歴を打、心脈回による事故 (削除) | (削除) | 冷却水の凍結により生じた事故 20% |
| 飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行による事故 | 20% | 飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行による事故 20% |
| 駐車ブレーキ不良によって生じた事故 | 50% | 駐車ブレーキ不良によって生じた事故 50% |
| 表 2 ~表 3 (略) | | 表 2 ~表 3 (略) |
| $4 \sim 5$ (略) | | $4 \sim 5$ (略) |
| <u>(削除)</u> | | 農機具更新共済約款 |
| | | 第1章 補償の内容 |

(共済金額)

第1条 共済金額は、事業規程に定める額を最高の額として加入者が申し出た金額とします。

(減価共済金額)

第2条 減価共済金額は、共済金額を限度として共済目的の経年減価額 (新調達価額(共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有す る新規の農機具を取得するために要する価額をいいます。以下同様 とします。)に共済責任期間の耐用年数に対する割合を乗じて得た 額。以下同様とします。)の範囲内で、加入者が申し出た金額としま す。

(共済目的の範囲)

- 第3条 共済目的は、加入者の所有する未使用の状態で取得された農機 具とします。
- 2 前項に規定する農機具の附属装置は共済目的に含まれません。

(共済責任期間)

- 第4条 共済責任期間は、3年以上の期間であって、農機具の耐用年数の 範囲内で事業規程に定める期間とし、加入者がこの組合に共済掛金 等(共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。)を 払い込んだ日(第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開 始日が記載されている場合はその日)の午後4時から始まり、末日の 午後4時に終わります。
- 2 前項の規定にかかわらず、加入者が農機具更新共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の 共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。
- 3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払 込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費 用に対しては、災害共済金を支払いません。

- 4 この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券を交付します。
- 5 加入者は、共済関係の成立後1年を経過した日以後において、この組合に申し出て、将来に向かって共済責任期間を短縮することができます。
- 6 共済責任期間が短縮された場合は、この組合はその短縮に伴って生 じる共済掛金等の不足額を加入者から追加徴収します。この場合に、共 済掛金等の不足額は、この組合が別に定める方法により算出した額と します。
- 7 第5項の共済責任期間の短縮は、この組合が同項の規定による申し 出を承認し、加入者が前項の不足額を払い込んだ場合に、その効力を生 じます。

第2章 共済掛金等の払込

(共済掛金等の払込)

第5条 加入者は、共済掛金期間(初回の共済掛金期間は共済責任期間の開始の日から1年間、次回以降の共済掛金期間はそれぞれの共済掛金期間の開始の日の応当日から1年間をいいます。以下同様とします。)の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する共済掛金等を払い込まなければなりません。

(共済掛金等の前納)

- 第6条 加入者は、この組合の承諾を得て次回以後の共済掛金期間に係 る共済掛金等の全部又は一部を前納することができます。この場合 の共済掛金等は、この組合が別に定める率で割り引いた額とします。
- 2 天災地変その他やむを得ない事由がある場合は、加入者は前納された共済掛金等のうち、まだ到来していない共済掛金期間に対応する共済掛金等の払戻しを請求することができます。この場合、この組合は、その請求を承諾したときは、その払戻しを請求された共済掛金等に前

項の率を計算するのに用いた利息を加えて加入者に払い戻します。

- 3 次のいずれかのときには、この組合は、前納された共済掛金等のうち、まだ到来していない共済掛金期間に対応する共済掛金等を加入者に払い戻します。この場合には、第1項の率を計算するために用いた利息を加えて加入者に払い戻します。
 - (1) 共済関係が解除されたとき
 - (2) 共済関係が終了したとき

(共済掛金等の払込猶予期間)

- 第7条 第5条 (共済掛金等の払込) に規定する第2回以後の共済掛金等 の払込みについては、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して 14日の猶予期間があります。
- 2 共済掛金等の払込みがないまま、前項の猶予期間に第9条(共済金を 支払う場合)第1項の事故により災害共済金を支払うこととなった場 合は、この組合は、支払うべき災害共済金からその共済掛金等を差し引 きます。
- <u>3</u> 共済掛金等が払い込まれないままで猶予期間を過ぎると、その初日から共済関係は効力を失います。

(共済関係の復活)

- 第8条 前条(共済掛金等の払込猶予期間)第3項の規定により、共済関係の効力を失ってから1年以内であれば、加入者は共済関係の復活を申し込むことができます。この場合、加入者は共済掛金等に相当する未納の金額に共済関係が効力を失った日から当該金額を納入する日までの満月数(月未満は切捨て)に応じ、年〇%の割合で算出した延滞利息を加算して得た金額を納入しなければなりません。
- 2 前項の共済関係の復活の効力は、当該加入者が前項の金額を納入したときから生じます。
- 3 第16条 (告知義務) 及び第25条 (共済関係の失効) 第1項の規定 は、共済関係の復活について準用します。

第3章 共済金の支払

(共済金を支払う場合)

- 第9条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的 に生じた新調達価額の減少(以下「損害」といいます。損害には防災 又は緊急避難に必要な処置によって発生した損害を含みます。以下 同様とします。)に対して災害共済金を支払います。
- (1) 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、盗難 による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力の き損
- (2) 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込み、その他これらに類する 稼働中の事故
- (3) 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害(地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)及び落雷による損害を除きます。)
- 2 この組合は、共済目的について共済責任の終了又は満了に伴う経年 減価(減価償却による減耗をいいます。以下同様とします。)による損 害に対し、減価共済金を支払います。

(災害共済金を支払わない損害)

- 第10条 この組合は、次に掲げる損害に対しては災害共済金の全部又は一部を支払いません。
- (1)加入者又はその者の法定代理人(加入者が法人であるときは、その 理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条に おいて同様とします。)の故意又は重大な過失によって発生した損害
- (2)加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害 (その親族が加入者に災害共済金を取得させる目的がなかった場合 を除きます。)

- (3) 加入者でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合 においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失 によって発生した損害。ただし、他の者が受け取るべき金額について は除きます。
- (4) 運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
- (5) 農作業以外の使用目的による事故
- (6) 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
- (7)故障(偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電気的又は機 械的損害をいいます。)によって発生した損害
- (8) 凍結 (ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等) によっ て発生した損害
- (9) 次に掲げる消耗部品にのみ発生した損害

油圧オイル、ベルト類、電球、電気配線、ヒューズ、点火プラグ、 ワイヤー類、パイプ、ホース類、刃類、クローラー、タイヤ

- 2 この組合は、この組合は、次に掲げる損害(次に掲げる事由によって 発生した前条(共済金を支払う場合)第1項の事故が延焼又は拡大して 発生した損害及び発生原因のいかんを問わず同条同項の事故が次に掲 げる事由によって延焼又は拡大して発生した損害を含みます。)に対し ては、災害共済金を支払いません。
 - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変又は暴動(群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上 重大な事態と認められる状態をいいます。)によって発生した損害
 - (2) 前条(共済金を支払う場合)第1項第3号の地震等による損害に は、次のものを含みます。
 - ア 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害
 - イ 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大し て発生した損害

- ウ 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生 した損害
- (3)核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若し くは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みま す。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因 する事故によって発生した損害

(災害共済金を支払わない場合)

- 第11条 この組合は、次の場合には災害共済金の全部又は一部を支払 いません。
 - (1) 加入者が第30条(損害発生の場合の手続)第1項の通知を怠り、 又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合
- (2) 加入者が正当な理由がないのに第30条(損害発生の場合の手続)第2項の調査を妨害した場合
- (3) 加入者が第31条(損害防止義務)第3項の指示に従わなかった 場合
- (4) 第20条 (重大事由による解除) 第1項により解除した場合
- (5) 加入者が災害共済金の支払請求手続を行使することができる時 から3年間行使しない場合
- (6) 第28条(告知・通知義務の承認の場合)の規定により共済掛金 等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が 支払を怠った場合

第4章 共済金の支払額

(災害共済金の支払額)

第12条 この組合が第9条(共済金を支払う場合)第1項の事故に対し て支払う災害共済金の額は、1回の事故につき次項の損害の額に 共済金額(共済金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額に相 当する金額とします。以下同様とします。)の新調達価額に対する

割合を乗じて得た金額とします。

- 2 この組合が第9条(共済金を支払う場合)第1項の事故に対して災害共済金を支払うべき損害の額は、共済目的の新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧(修理すること又は当該共済目的と同一若しくは類似の性能を有する農機具を再取得することをいいます。以下同様とします。)するために必要な費用の最低額によって組合が定めます。
- 3 加入者が第31条(損害防止義務)第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額(前項の損害の額に次の表1から表3までの左欄に掲げる場合及び事故回数に応じ、表1から表3までの右欄に掲げる削減割合を乗じて得た金額をいいます。以下この条において同じとします。)を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

表 1

| 通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれ ば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる 場合 | 削減割合 |
|--|------------|
| 高速走行、急旋回による事故 | <u>10%</u> |
| 冷却水の凍結により生じた事故 | <u>20%</u> |
| 飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行による事故 | <u>20%</u> |
| 駐車ブレーキ不良によって生じた事故 | <u>50%</u> |

表 2

| 事故形態により損害の防止又は軽減をすることができた と認められる場合 | 削減割合 |
|---------------------------------------|------------|
| 異物の巻込み | <u>5 %</u> |
| 衝突・接触・墜落・転覆 | <u>20%</u> |
| <u>盗難</u> | <u>30%</u> |

表 3

同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目 以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合

| <u>511 - 171 - 172 - 173 - 174 -</u> | |
|--|------------|
| <u>事故回数</u> | 削減割合 |
| 2回 | <u>20%</u> |
| 3回 | <u>30%</u> |
| <u>4 回</u> | <u>40%</u> |

- 4 前項の防止又は軽減をすることができたと認められる額の事由が複数ある場合は、表1から表3に掲げる各項目の中で最も高い削減割合を適用します。
- 5 第9条 (共済金を支払う場合) 第1項の損害の額が、新調達価額の1 00分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず災害共済金は支払いません。

(減価共済金の支払額)

- 第13条 この組合が第9条(共済金を支払う場合)第2項の損害に対して支払う減価共済金の額は、次の額とします。
 - (1) 共済責任の満了の場合 減価共済金額に相当する額とします。
- (2) 共済責任の終了の場合

<u> 次項の損害の額を限度として次の算式によって算出された額と</u> します。

減価共済金の額 =

第2条(減価共済 金額)の減価共済 × ---

共済責任終了時におけ 第12条第1項 る共済責任経過年数

の災害共済金

----- × (1 - -----

共済責任期間の年数 金額

共済金額

2 この組合が第9条(共済金を支払う場合)第2項の共済責任の終了又 は満了に伴う経年減価による損害に対し、減価共済金として支払うべ き損害の額は、経年減価額に共済責任経過年数(1年に満たない端数月 があるときはこれを切上げて1年として計算します。以下同様としま す。) の共済責任期間年数に対する割合を乗じて得た額によって定めま <u>す。</u>

(復旧義務)

- 第14条 加入者は、共済目的に第9条(共済金を支払う場合)第1項の 損害が発生した場合には、1年以内に共済目的を復旧しなければ なりません。ただし、この組合は、その損害に係る災害に際し災害 救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域の全 部又は一部をその区域に含む場合は、当該市町村の区域内におい て当該損害が生じた共済目的については、3年を限り、その期間を 延長することができます。
- 2 加入者は、前項の復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨 をこの組合に通知しなければなりません。
- 3 第1項の復旧を行わなかったときの災害共済金は、第12条(災害共 済金の支払額) 第2項の損害の額を農機具の時価額を基準として算定 した額とします。

(他の保険契約等がある場合の災害共済金の支払額)

第15条 共済目的について第9条(共済金を支払う場合)の損害に対し

- て保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若し くは共済関係(以下「重複契約関係」といいます。)がある場合であっても、第12条(災害共済金の支払額)の規定により算出した共 済金を支払います。
- 2 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、損害の額(重複契約関係に、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とします。)を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合の支払う共済金の額は、損害の額から重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。
- 3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生 したときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適 用します。

第5章 告知義務・通知義務等

(告知義務)

第16条 加入者は、加入申込みの際、農機具共済に係る共済関係が成立することにより塡補することとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が農機具共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について事実を告知しなければなりません。

(告知義務違反による解除)

- 第17条 農機具共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若 しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた 場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。
- 2 前項の規定は、次の場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場 合
- (2) 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のこと を知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 加入者が第9条(共済金を支払う場合)第1項の損害が発生する 前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、 この組合がこれを承認した場合
- (4) この組合が解除の原因を知った時(正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知ができる時)から1カ月を経過した場合
- 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は 第24条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、災害共済金を 支払いません。もし、既に災害共済金を支払っていた場合は、この組合 は、その災害共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の 原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は 災害共済金を支払います。
- 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住 所あての書面による通知をもって行います。

(通知義務)

- 第18条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。
 - (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と第9条(共 済金を支払う場合) 第1項の事故を担保する共済契約又は保険契約 を締結すること

- (2) 共済目的を譲渡すること
- (3) 共済目的を解体又は廃棄すること
- (4) 共済目的が第9条(共済金を支払う場合)第1項の事故以外の原因により破損したこと
- (5) 共済目的について用途を変更し、又は著しく改造すること
- (6) 格納場所又は設置場所を変更すること
- (7) 共済目的について危険が著しく増加すること
- (8)前7号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
- 2 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害(ただし、前項第3号、第5号又は第7号の事実が発生した場合は、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。)については、災害共済金を支払いません。ただし、前項第5号又は第7号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くならなかったときは、この限りではありません。
- 3 この組合は、第1項の事実が発生した場合(前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。)には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。
- 4 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の 通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものと みなします。
- 5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(危険増加による解除)

第19条 この組合は、前条(通知義務)第1項各号の事実の発生により危険増加(塡補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、当該農機具更新共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の

可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。)が発生したときに、同項の通知がなかったときは 共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合 は除きます。

- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を 知った日から1カ月経過した時に消滅します。
- 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は 第24条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、解除となる事 実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、災 害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたとき は、この組合はその共済金の返還を請求することができます。
- 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住 所あての書面による通知をもって行います。

(重大事由による解除)

- 第20条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。
 - (1) 加入者(共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様 とします。)が、この組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせ ることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
 - (2) 加入者が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を 行い、又は行おうとした場合
 - (3) 前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共 済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この 組合は第24条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、前項の 第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発 生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支 払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することがで きます。

3 第 1 項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います

(共済関係の任意解除)

第21条 加入者は正当な理由がある場合には、この組合が別に定める 手続により共済関係を解除することができます。

(共済目的の調査)

第22条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは 工作物に立入り、共済目的について必要な事項を調査することが できます。

(共済目的の調査拒否による解除)

- 第23条 加入者が、相当な理由がないのに、前条(共済目的の調査)の 調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。
- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実のあった日か ら1カ月以内に行使しないときは消滅します。
- 3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(共済関係の解除の効力)

第24条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第6章 共済関係の失効等

(共済関係の失効)

第25条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係 は、その事実の発生した時からその効力を失います。

- (1) 共済目的が第9条(共済金を支払う場合)第1項の事故以外の原因によって減失したこと
- (2) 共済目的が第10条(災害共済金を支払わない損害)の事故によって滅失したこと
- (3) 共済目的が解体されたこと
- 2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、 第37条(共済関係の承継)第1項の規定により共済関係を承継したと きを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があっ た時から効力を失います。

(超過共済による共済金額の減額)

- 第26条 農機具共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき加入者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。
- 2 農機具共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

第7章 共済掛金等の追加・返還等

(危険の減少の場合)

- 第27条 共済関係の成立後に、当該共済関係により塡補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。
- 2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済 掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還し ます。

(告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)

第28条 第16条 (告知義務)、第18条 (通知義務) 第1項又は第3 7条 (共済関係の承継) 第1項の承認又は承諾をする場合には、こ の組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請 求又は共済掛金の減額をすることができます。

| 承認又は承諾する場合 | <u>追 加 額</u> | <u>払 戻 額</u> |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 加入者が第9条(共済 | 共済金額に記載事 | 既に領収した共 |
| 金を支払う場合) の事故 | 項の更正後に適用さ | 済掛金から共済金 |
| による損害が発生する | れる共済掛金率及び | 額に記載事項の更 |
| 前に農機具共済加入申 | 事務費賦課金率を乗 | 正後に適用される |
| 込書の記載事項につい | じて得た共済掛金等 | 共済掛金率を乗じ |
| て更正の申出をし、組合 | の額から既に領収し | て得た共済掛金の |
| がこれを承認する場合 | た共済掛金等を差し | 額を差し引いた残 |
| | 引いた残額 | 額 |
| 2 加入者が共済責任の | 承認又は承諾した | 承認又は承諾し |
| 開始後、共済目的の改造 | 日以後の未経過共済 | た日以後の未経過 |
| | 責任期間日数に対し | 共済責任期間日数 |
| いて共済目的の異動を | て、変更後の共済掛 | に対して、変更前の |
| 通知し、又は共済目的の | 金等の額から変更前 | 共済掛金の額から |
| 譲受人及び相続人その | の共済掛金等の額を | 変更後の共済掛金 |
| 他の包括承継人から共 | 差し引いた残額 | の額を差し引いた |
| 済関係の承継の承諾申 | <u> </u> | 残額 |
| 請を受け、農業共済団体 | | |
| がこれを承認し、又は承 | | |
| 諾する場合 | | |
| | | |

(共済掛金の返還)

第29条 共済関係の全部又は一部が無効となった場合、失効又は解除

された場合及び超過共済による一部取り消しされた場合において、その原因に加入者の故意又は重大な過失がなかったときは、加入者が払い込んだ共済掛金のうち、災害部分、減価部分又は前納共済掛金等の未経過部分に係る共済掛金の返還については以下に定める方法により返還します。

(1) 災害部分の返還

- ① 共済関係の無効又は取消しの場合は、その無効又は取消しとなった共済金額に対応する共済掛金の額
- ② 失効の場合は、共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

③ 解除の場合は、次の表により計算した額

| O THIN SOM LIKE MOSTICE TO | |
|----------------------------|---------------|
| 返還する場合 | <u>返 還 額</u> |
| 1 共済目的の改造又は用途 | 共済掛金から共済掛金に経 |
| の変更その他危険が著しく | 過月数に応じた下記の係数を |
| 増加したこと等による解除、 | 乗じて得た額を差し引いた残 |
| 共済目的の調査拒否による | <u>額。</u> |
| 解除その他その原因が加入 | |
| 者の責に帰すべき事由によ | |
| る解除の場合 | |
| 2 共済目的の改造又は用途 | 共済掛金に未経過日数の共 |
| の変更その他危険が著しく | 済責任期間に対する割合を乗 |
| 増加したこと等による解除 | じて得た額 |
| の場合で、解除の原因となっ | |
| た事実の発生が加入者の責 | |
| めに帰すべき事由によらな | |
| <u>いとき</u> | |
| 3 1及び2による解除以外 | 共済掛金に未経過日数の共 |
| の事由による解除の場合で | 済責任期間に対する割合を乗 |
| あつて、その解除の原因が加 | じて得た額 |

<u>入者の責めに帰すべき事由</u> <u>によらないとき</u>

1の既経過月数に応じた係数

| <u>♥フめいに述りすめないこれいしてにかめ、</u> | | |
|-----------------------------|------------------|--|
| <u>既経過共済</u> 責任期間(月) | <u>係数</u> (%) | |
| <u>1</u> | 20.0 | |
| <u>2</u> | <u>30. 0</u> | |
| <u>3</u> | <u>40. 0</u> | |
| <u>4</u> | <u>50. 0</u> | |
| <u>5</u> | <u>60. 0</u> | |
| <u>6</u> | <u>70. 0</u> | |
| <u>7</u> | <u>75. 0</u> | |
| 8 | <u>80. 0</u> | |
| 9 | <u>85. 0</u> | |
| <u>10</u> | 90.0 | |
| <u>11</u> | <u>95. 0</u> | |
| | | |

既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応 当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。

④ 超過共済による一部取り消しされた場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された共済金額に対応する共済掛金の額

| (2)減価部分の返還 | 算出式 ○%→90%(2箇 |
|---|---|
| <u>所)</u> | |
| 共済掛金を返還する場合 | 算 出 式 |
| 1 共済関係の無効、失効又は解除 の原因が加入者の故意又は重大 な過失によらない場合であり、無 効が判明した日又は失効若しく | 返還金= a $\times \frac{(1+i)^{t+1}-1}{i} \times 0\%$ |
| は解除の日が、共済掛金期間の中 途に該当する場合の返還金の額 | <u>a : 共済掛金のうち減価部分に対</u> 応する部分の金額 |
| | t:無効が判明した日又は失効若 しくは解除の日までの経過年 |
| | 数 (1年未満の端数月がある場合は、これを切り捨てる)i:予定利率 |
| 2 共済関係の無効、失効又は解除 の原因が加入者の故意又は重大 な過失によらない場合であり、無 効が判明した日又は失効若しく | 返還金= a $\times \left\{ \frac{(1+i)^{t-1}-1}{i} - 1 \right\} \times 0\%$ |
| <u>は解除の日が、共済掛金期間の終</u> <u>了の日に該当する場合の返還金</u> <u>の額</u> | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(3) 農機具更新共済の前納共済掛金等の返還

| <u>共済掛金の返還</u> | <u>算 出 式</u> |
|---|--|
| 1 共済関係が終了した場合であ | 未経過前納共済掛金期間に係る |
| り、その日が共済掛金期間の中途 | <u>返還金</u> |
| り、その日が共済掛金期間の中途 に該当する場合 2 共済関係が終了した場合であ り、その日が共済掛金期間の終了 の日に該当する場合 | = b/i × { 1 - 1/(1+i) n-1 } b:2による共済掛金等 n:前納共済掛金期間年数(前納掛金納入年を含む。以下同じ。) t:前納共済掛金期間経過年数(1年未満の端数月がある場合はこれを切り上げて1年とする。) i:予定利率 未経過前納共済掛金期間に係る返還金 |
| | $= \frac{b}{i} \times \left\{ \frac{(1+i)^{n-t} - 1}{(1+i)^{n-t-1}} \right\}$ |
| | 1 |

2 この組合は、第26条(超過共済による共済金額の減額)第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して 日割りをもって計算した金額を返還します。

第8章 損害の発生

(損害発生の場合の手続)

- 第30条 加入者は、共済目的について災害共済金の支払を受けるべき 損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知し なければなりません。
- 2 共済目的について第9条 (共済金を支払う場合) 第1項の損害が発生 した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査する ことができます。
- 3 加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、 損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければ なりません。
- 4 加入者が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不 実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の 書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した 場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通 知をもってこの共済関係を解除することができます。

(損害防止義務)

- 第31条 加入者は、共済目的について通常すべき管理及び操作その他の損害防止を怠ってはなりません。
- 2 加入者は、第9条(共済金を支払う場合)第1項の事故が発生した場合又は その原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。
- 3 この組合は、加入者に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

(残存物及び盗難品の帰属)

- 第32条 この組合は、共済目的の全部が減失した場合において、加入 者がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、こ の組合がこれを取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払っ た場合は、この限りではありません。
- 2 加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が 取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の 行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為 のために加入者が負担した費用はこの組合が負担します。
- 3 盗取された共済目的について、この組合が災害共済金を支払った場合は、その共済目的について有する権利は、共済金額の新調達価額に対する割合によって組合に移転します。なお、加入者は、盗取された共済目的を発見又は回収したときは遅滞なくこの組合へ通知しなければなりません。

(評価人及び審判人)

- 第33条 新調達価額又は第12条(災害共済金の支払額)第2項の損害 の額について、この組合と加入者又は災害共済金を受け取るべき 者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、 これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ずつの評価人の 判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評 価人双方が選定した1名の審判人の裁定に任せなければなりませ
- 2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

(第三者に対する権利の取得)

第34条 第9条 (共済金を支払う場合) 第1項の損害が第三者の行為に よって発生した場合において、この組合が災害共済金を支払った ときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に対して有す

- る権利(以下この条において「加入者債権」といいます。) について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取得するものとします。
- (1)組合が損害の額の全額を災害共済金として支払った場合は、加入者 債権の全額
- (2)前号以外の場合は、加入者債権の額から、災害共済金が支払われて いない損害の額を差し引いた額
- 2 前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入 者が引き続き有する債権は、組合が加入者に代わり取得する当該債権 よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 第32条(残存物及び盗難品の帰属)第2項の規定は、第1項の規定 により代位権を取得した場合において準用します。

(共済金の支払時期)

- 第35条 加入者が第30条(損害発生の場合の手続)の手続をし、この 組合が災害共済金の額を確定した場合は、手続をした日から30 日以内に災害共済金を支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この組合が災害共済金の額を確定するための必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、速やかに災害共済金を支払います。

(共済関係の終了及び消滅)

- 第36条 この共済関係は、第12条(災害共済金の支払額)第2項の損害の額の新調達価額に対する割合が耐用年数に対する耐用年数から経過年数(1年に満たない端数月がある場合は、これを切捨てます。)を差し引いた年数の割合以上となる第9条(共済金を支払う場合)第1項の事故が発生した時に終了します。
- 2 第8条(共済関係の復活)第1項の規定により、復活しないまま復活 期間を過ぎた場合には、共済関係は消滅します。

第9章 その他

(共済関係の承継)

- 第37条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継することができます。
- 2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の 包括承継人は、その譲受又は相続その他の包括承継の日から14日以 内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません。
- 3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時)からその効力を生じます。

(準拠法)

第38条 この約款に規定のない事項については、農業保険法(昭和2 2年法律第185号)、同法施行令(平成29年政令第263号)、 同法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)、任意共済損害 認定準則(平成30年3月28日農林水産省告示第659号)並び にこの組合の定款及び事業規程によります。

(約款の変更を行う場合の対応)

第39条 この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更 点並びにその効力の発生時期を農業共済団体の事務所に備え置き 一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ 公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資 格者に対し周知するものとします。

特約条項

臨時費用担保特約条項

(組合の支払責任)

- 第1条 この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第4条(災害 共済金を支払う場合)第1項の事故によって共済目的が損害を受け た場合において、災害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対 して共済金(以下「臨時費用共済金」といいます。)を支払います。
- 2 この組合は、第4項に規定する者が、農機具損害共済約款第4条(災害共済金を支払う場合)第1項の事故に直接起因(その事故から避難又は損害の発生するおそれが著しく増大したときの損害防止を含みます。)し、30日以上の入院加療(原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は他覚症状のないものを除きす。)を要した場合、又は被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害(別表に掲げる基準に該当する場合に限ります。)を被った場合は、前項の臨時費用共済金のほか、その入院加療並びに死亡又は後遺障害に伴う費用に対して共済金(以下「傷害費用共済金」といいます。)を加入者(加入者が死亡した場合には、その法定相続人)に支払います。ただし、共済目的が農業用自動車の場合は除きます。

$3 \sim 4$ (略)

(臨時費用共済金の支払額)

第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合 (農機具損害共済約款第7条(災害共済金の支払額)第2項の損害の 額の新調達価額に対する割合をいいます。)の10%を乗じて得た額 とします。

特約条項

臨時費用担保特約条項

(組合の支払責任)

- 第1条 この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第4条(災害 共済金を支払う場合) 又は農機具更新共済約款第9条(共済金を支払 う場合) 第1項の事故によって共済目的が損害を受けた場合におい て、災害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対して共済金 (以下「臨時費用共済金」といいます。) を支払います。
- 2 この組合は、第4項に規定する者が、農機具損害共済約款第4条(災害共済金を支払う場合) 又は農機具更新共済約款第9条(共済金を支払う場合) 第1項の事故に直接起因(その事故から避難又は損害の発生するおそれが著しく増大したときの損害防止を含みます。)し、30日以上の入院加療(原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は他覚症状のないものを除きす。)を要した場合、又は被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害(別表に掲げる基準に該当する場合に限ります。)を被った場合は、前項の臨時費用共済金のほか、その入院加療並びに死亡又は後遺障害に伴う費用に対して共済金(以下「傷害費用共済金」といいます。)を加入者(加入者が死亡した場合には、その法定相続人)に支払います。ただし、共済目的が農業用自動車の場合は除きます。

 $3 \sim 4$ (略)

(臨時費用共済金の支払額)

第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合 (農機具損害共済約款第7条(災害共済金の支払額)第2項<u>又は農機 具更新共済約款第12条(災害共済金の支払額)第2項</u>の損害の額の 新調達価額に対する割合をいいます。)の10%を乗じて得た額とし ます。

$2 \sim 3$ (略)

(傷害費用共済金の支払額)

第3条 (略)

2 この特約を付した農機具損害共済とは別に、同一の加入者について、同一の共済事故により第1条(組合の支払責任)第2項の傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係による傷害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ごとに前項第1号又は第2号で規定する限度額を超えるときには、この組合は、次の算式により算出した額を傷害費用共済金として支払います。

第1条(組合の支払責任)第2項の傷害費用共済金の額 =

前項第1号又は第2号 この共済関係に係る支払責任額

で規定する限度額

それぞれの共済関係に係る 支払責任額の合計額

(臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払わない場合)

第4条 農機具損害共済約款第5条(災害共済金を支払わない損害)及び 農機具損害共済約款第7条(災害共済金の支払額)第4項の規定によ り、災害共済金が支払われない場合には、この組合は、臨時費用共済 金及び傷害費用共済金を支払いません。

(傷害発生の涌知)

第5条 加入者(加入者が死亡した場合には、その法定相続人)は、共済 目的について農機具損害共済約款第4条(災害共済金を支払う場合) $2 \sim 3$ (略)

(傷害費用共済金の支払額)

第3条 (略)

2 この特約を付した農機具損害共済 又は農機具更新共済とは別に、同一の加入者について、同一の共済事故により第1条(組合の支払責任)第2項の傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係による傷害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ごとに前項第1号又は第2号で規定する限度額を超えるときには、この組合は、次の算式により算出した額を傷害費用共済金として支払います。

第1条(組合の支払責任)第2項の傷害費用共済金の額 =

前項第1号又は第2号 この共済関係に係る支払責任額

で規定する限度額

それぞれの共済関係に係る 支払責任額の合計額

(臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払わない場合)

第4条 農機具損害共済約款第5条(災害共済金を支払わない損害) <u>又は</u> 農機具更新共済約款第10条(災害共済金を支払わない損害) 及び農機具損害共済約款第7条(災害共済金の支払額)第4項<u>又は農機具更新共済約款第12条(災害共済金の支払額)第4項</u>の規定により、災害共済金が支払われない場合には、この組合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払いません。

(傷害発生の通知)

第5条 加入者(加入者が死亡した場合には、その法定相続人)は、共済 目的について農機具損害共済約款第4条(災害共済金を支払う場合) 第1項の損害が発生し、傷害費用支払対象者が入院加療並びに死亡 又は後遺障害を被ったときは、遅滞なくこの組合に通知しなければ なりません。

(臨時費用共済金及び傷害費用共済金の支払時期)

第6条 この組合は、加入者が農機具損害共済約款第25条(損害発生の場合の手続)の手続をし、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日以後30日以内に、次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

表 (略)

2 (略)

(準用規定)

第7条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。

(別表) (略)

自動継続特約条項 (略)

<u>又は農機具更新共済約款第9条(共済金を支払う場合)</u>第1項の損害が発生し、傷害費用支払対象者が入院加療並びに死亡又は後遺障害を被ったときは、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

(臨時費用共済金及び傷害費用共済金の支払時期)

第6条 この組合は、加入者が農機具損害共済約款第25条(損害発生の場合の手続) 場合の手続) 又は農機具更新共済約款第30条(損害発生の場合の手続) の手続をし、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日以後30日以内に、次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

表 (略)

2 (略)

(準用規定)

第7条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款<u>又は農機具更新共済約款</u>の規定を準用します。

(別表) (略)

自動継続特約条項 (略)